事 務 連　 絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年６月２５日

特定非営利活動法人　共同受注窓口みえ

理事長　松村　浩　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県環境生活部くらし・交通安全課長

　　　　　　　　　　　　見積書の提出について（依頼）

　このことについて、下記のとおり見積合せを実施しますので、あっせん及びあっせん事業所からの見積書の提出をお願いします。

記

１　事業名　　　　「こんな契約トラブルが多発しています」パンフレットの増刷

２　規格等 　　 仕様書のとおり

３　納入期限　　　　令和元年８月９日（金）17時まで

４　見積書期限・提出先

令和元年７月３日（水）16時必着（ＦＡＸ不可）

　　　　　　　　　　　津市栄町１－９５４　三重県栄町庁舎３階

　　　　　　　　　　　　三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

　　　※見積書の宛名は「三重県知事」としてください。

５　見積結果通知　　令和元年７月８日（月）までに電話により通知します。

６　その他

　　　・（課税事業者・非課税事業者を問わず）見積書に記載された額に8/100を加算した額（円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、契約希望金額の100/108に相当する金額を見積書に記載してください。

　　　・見積書の提出を辞退することができます。このことをもって以後の取扱において不利益を受けることはありません。

　　　・受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という）による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。

1. 断固として不当介入を拒否すること。
2. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
3. 委託者に報告すること。
4. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。

・受託者が上記イ又はウの義務を怠った時は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事　　務　　担　　当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境生活部くらし・交通安全課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消費生活センター班　小嶋

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話０５９－２２４－２４００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ０５９－２２４－３３７２